平成２６年（フ）第６６号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地37―302
債務者　桒田　義晴
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地37―302
債務者　桒田千珠子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
奈良県大和高田市大字市場319番地１　103号室アヴニール、前住所奈良県香芝市関屋北７丁目８番４号
債務者　山中　禎子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
奈良県香芝市逢坂５丁目815番地　平岡コーポ202号
債務者　田中　良江
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県大垣市中川町２丁目170番地　タウニィナカガワＣ111
債務者　松村　高明（旧姓小木曽）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
岡山県倉敷市連島２丁目５番12号
債務者　梶原　良洋
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
岡山県倉敷市連島２丁目５番12号
債務者　梶原　京子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
山形県米沢市中田町648番地の16マーキュリーハイツⅡ―201号室
債務者　佐藤　京子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４０８号
さいたま市北区東大成町２丁目71番地２　アジュール中里301
債務者　湯瀬　直
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
埼玉県戸田市大字新曽951番地の２　セントラルハウス1102号室
債務者　黒澤　麗美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
さいたま市南区大谷場２丁目14番22号　ハイツブラザー106、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　Ｓ．Ｓ．Ｓ．浦和第二寮
債務者　松本　剛
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
埼玉県草加市松江１丁目22番11号　ジュネパレス草加第４―201
債務者　大塚　和也
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
千葉市花見川区宮野木台１丁目22番21号
債務者　藤岡　明美
1　決定年月日時　平成26年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９０号
千葉市中央区大森町57番地８　コーポ勝又102号
債務者　北田　春実
1　決定年月日時　平成26年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０５号
千葉県市原市光風台４丁目293番地
債務者　西田　康宣
1　決定年月日時　平成26年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０７号
千葉市若葉区千城台東３丁目16番４棟402号
債務者　地挽　勇
1　決定年月日時　平成26年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１１号
千葉市稲毛区長沼原町771番地14
債務者　乾　健志朗
1　決定年月日時　平成26年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係